



# 大津市公報

令和2年10月1日  
号外(第62号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

<b>規 則</b>	<b>目 次</b>
106 大津市公印規則の一部を改正する規則.....	1
107 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	2
108 大津市職員倫理条例施行規則の一部を改正する規則.....	3
109 大津市契約規則の一部を改正する規則.....	4
110 大津市障害者福祉負担金徴収等規則の一部を改正する規則.....	6
111 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	11
<b>企業局管理規程</b>	
22 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する企業局管理規程の一部改正.....	14
23 大津市企業局会計規程の一部改正.....	14
24 大津市新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延の影響に伴う指定ガス工事店の指定期間及び 下水道排水設備指定工事店の指定の有効期間の特例に関する規程の一部改正.....	14
<b>消防局訓令</b>	
4 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する消防局規程の一部改正.....	15
<b>教育委員会規則</b>	
24 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改 正する規則.....	15
<b>教育委員会訓令</b>	
4 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正.....	15
<b>教育委員会告示</b>	
6 平成28年教育委員会告示第8号(個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付す べき費用の額の公表について)の一部改正.....	16
<b>監査委員規程</b>	
1 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する監査委員規程の一部改正.....	16
<b>選挙管理委員会規程</b>	
1 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する選挙管理委員会規程の一部 改正.....	16
<b>議会議長告示</b>	
7 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する議会規程の一部改正.....	17

## 規 則

大津市公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年10月1日

大津市長 佐藤 健 司

### 大津市規則第106号

大津市公印規則の一部を改正する規則

大津市公印規則(昭和48年規則第51号)の一部を次のように改正する。

別表第1職印の表大津市滋賀里交流センター所長之印の項の次に次のように加える。

大津市葛川コ ミュニティセ ンター所長之 印	22 の3	34 の3	てん書	方21	1	葛川コミュニティセンターの使用 許可書その他の葛川コミュニティ センター所長名をもって発する文 書用	葛川コミュニ ティセンタ ー所長
---------------------------------	----------	----------	-----	-----	---	-------------------------------------------------------------	------------------------

別表第1職印の表大津市伊香立コミュニティセンター所長之印の項中「22の3」を「22の4」に、「34の3」

を「34の4」に改め、別表第1職印の表大津市山中比叡平コミュニティセンター所長之印の項中「22の4」を「22の5」に、「34の4」を「34の5」に改め、別表第1職印の表大津市長等コミュニティセンター所長之印の項中「22の5」を「22の6」に、「34の5」を「34の6」に改め、同項の次に次のように加える。

大津市平野コミュニティセンター所長之印	22の7	34の7	てん書	方21	1	平野コミュニティセンターの使用許可書その他の平野コミュニティセンター所長名をもって発する文書用	平野コミュニティセンター所長
---------------------	------	------	-----	-----	---	-------------------------------------------------	----------------

別表第2職印の項中第22号の5を第22号の6とし、第22号の4を第22号の5とし、第22号の3を第22号の4とし、同項第22号の2の次に次の1号を加える。

(22の3)

大 津 市  
葛 川 コ ミ ュ  
ニ テ ィ セ ン タ ー  
所 長 之 印

別表第2職印の項第22号の6の次に次の1号を加える。

(22の7)

大 津 市  
平 野 コ ミ ュ  
ニ テ ィ セ ン タ ー  
所 長 之 印

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年10月1日

大津市長 佐 藤 健 司

#### 大津市規則第107号

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則(平成24年規則第37号)の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「以下」を「第16条第6項において」に改める。

第6条第1項中「コンプライアンス推進員」の次に「(第15条第1項に規定するコンプライアンス推進員をいう。同項を除き、以下同じ。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 コンプライアンス推進室長は、執行機関等が条例第13条第1項及び第2項の規定による措置を講ずるときは、必要に応じて、協議に応じ、又は支援を行うものとする。

第8条の見出しを「(事実関係の調査)」に改め、同条中「通報対象事実に係る調査」を「事実関係調査」に改め、「(次条第2項及び第12条において「委員長」という。)」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市長は、条例第16条第1項の規定により事実関係調査を行う者を指名するときは、コンプライアンス推進室長の職又は当該公益目的通報に係る事務事業を所管するコンプライアンス推進員の職(これに相当する職として市長の事務部局以外の部局に置かれる職(第16条第5項において「コンプライアンス推進員相当職」という。)を含む。)にある者のうちから指名するものとする。

第9条及び第10条を次のように改める。

#### 第9条及び第10条 削除

第11条の見出し中「の是正の」を「に係る」に改め、同条中「第21条」を「第21条第1項」に改める。

第12条を次のように改める。

(準用)

**第12条** 第8条の規定は、条例第21条第2項において準用する条例第16条の規定による不利益取扱いに係る申出に関する事実関係を確認するための調査について準用する。

第14条第1項中「以下」を「次項、第4項及び第5項において」に改める。

第14条の3中「総務部コンプライアンス推進室長」を「コンプライアンス推進室長」に改める。

第15条中「市長の事務部局に置く」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

職員等の公正な職務の執行の確保に関する事務を推進するため、各部局にコンプライアンス推進員を置く。

第15条の次に次の2条を加える。

(コンプライアンス推進本部)

**第15条の2** 職員等の公正な職務の執行の確保に関する施策を総合的かつ着実に推進するため、本市にコンプライアンス推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(本部の所掌事務)

**第15条の3** 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

条例第4条に定める職員等の職務の執行に係る基本姿勢に係る啓発、研修、相談対応その他必要な施策の実施に関すること。

不当要求行為の情報交換に関すること。

職員等の公正な職務の執行の確保に係る関係諸機関等との連絡調整に関すること。

前3号に掲げるもののほか、職員等の公正な職務の執行の確保に係る施策の推進に関すること。

第16条の見出しを「(本部の組織)」に改め、同条第1項中「コンプライアンス推進本部(以下「本部」という。)」を「本部」に改め、同条第4項から第6項までを次のように改め、同条第7項を削る。

4 本部員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充て、及び別表第3の本部員の欄に掲げる職にある者に対し市長が委嘱する。

5 推進員は、コンプライアンス推進員の職にある者をもって充て、及びコンプライアンス推進員相当職にある者に対し市長が委嘱する。

6 幹事は、各部局の課長の職にある者をもって充て、及び別表第3の幹事の欄に掲げる職にある者に対し市長が委嘱する。

別表第2の次に次の1表を加える。

**別表第3** (第16条関係)

部局等	本部員	幹事
教育委員会	教育部長	教育委員会事務局の課長及び室長 教育機関の長
選挙管理委員会		選挙管理委員会事務局次長
監査委員		監査委員事務局次長
農業委員会		農業委員会事務局次長
企業局	企業局長	企業局の課長、室長及び所長
消防局	消防局長	消防局の課長及び室長 消防署の課長 分署長 出張所長
議会局	議会局長	議会局の課長

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員倫理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年10月1日

大津市長 佐 藤 健 司

**大津市規則第108号**

大津市職員倫理条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員倫理条例施行規則(平成27年規則第63号)の一部を次のように改正する。

第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(条例第6条第2項の規則で定める職)

**第2条** 条例第6条第2項の規則で定める職は、大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則(平成24年規則第37号)第15条第1項に規定するコンプライアンス推進員の職(同規則第8条第1項に規定するコンプライアンス推進員相当職を含む。)とする。

様式第1号中「第2条関係」を「第3条関係」に改める。

様式第2号中「第3条関係」を「第4条関係」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年10月1日

大津市長 佐 藤 健 司

**大津市規則第109号**

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則(昭和40年規則第35号)の一部を次のように改正する。

目次中「～第14条」を「第14条」に、「～第17条」を「第17条」に、「～第19条」を「第19条」に改め、「・第21条の3」を削り、「～第28条」を「第28条」に、「～第32条」を「第32条」に、「および」を「及び」に、「～第35条」を「第35条」に、「支払い」を「支払」に、「～第38条」を「第38条」に、「～第43条」を「第43条」に、「付則」を「附則」に改める。

第21条の2の見出しを削り、同条中「第1号から第12号まで」を「別表第1」に、「第13号から第47号まで」を「別表第2」に改め、「受ける契約」の次に「とし、これらの契約に係る賃貸借期間又は履行期間はそれぞれ別表第1及び別表第2に定めるとおり」を加え、同条各号を削る。

第21条の3を削る。

第8章の章名中「および」を「及び」に改める。

「第9章 支払い」を「第9章 支払」に改める。

第10章の章名中「および」を「及び」に改める。

「付 則」を「附 則」に改め、附則の次に別表として次の2表を加える。

**別表第1(第21条の2関係)**

物品を借り入れる契約

借り入れる物品	賃貸借期間
電子計算機(ソフトウェアを含む。)その他情報処理機器	当該物品の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。)に100分の120を乗じて得た年数(当該年数に1年未満の端数を生じたときはこれを1年に切り上げるものとし、当該年数が5年に満たないときは5年とする。)以内
複写機その他事務機器	
自動車	
ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	
医療機器又は介護機器その他医療又は介護の提供に必要な物品	
理化学機器、測定機器及び試験機器	
寝具	

**別表第2(第21条の2関係)**

役務の提供を受ける契約

提供を受ける役務	履行期間
別表第1に掲げる物品の運用又は保守管理に関する業務	当該物品の賃貸借期間の年数以内

機械警備に関する業務	5年以内
コールセンターにおける案内業務(業務の実施のためのシステム開発を伴うものに限る。)	
給食業務(配送を伴うものに限る。)	
例規データベースの更新及び管理並びに例規集の追録加除に関する業務	
包括的支援事業等(地域包括支援センターを設置して行うものに限る。)の実施に関する業務	
施設の清掃又は警備に関する業務(この表に別段の定めがあるものを除く。)	3年以内
施設又は設備機器の運転又は保守管理に関する業務	
受付案内業務(電話対応を含み、この表に別段の定めがあるものを除く。)	
自動車運行業務	
給食業務(配送を伴うものを除く。)	
家庭廃棄物の収集、運搬及び処分手数料の徴収に関する業務	
特定保健指導の実施に関する業務	
市役所と支所等との間における文書の配送及び市役所に到達した文書の仕分けに関する業務	
大津市公報の紙面作成業務	
本市の設置する施設から排出される廃棄物の収集、運搬及び処分に関する業務	
廃棄物最終処分場における埋立て、覆土及び整地業務	
動物の死体の収集運搬業務	
本市の発行する広報誌の発送業務	
市税等の収納の代行に関する業務	
未収金回収業務	
コンビニエンスストアにおいて収納した市税等の電算処理業務	
歳入金データの磁気テープ等への収録業務	
固定資産の評価に関する現況調査分析及び地籍図修正等業務	
市税の納税通知等並びに国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の決定通知等に係る帳票等の印刷及び発送並びに帳票データの管理業務	
学校用務員業務	
職員のカウンセリングに関する業務	
文書又は荷物の配達業務(この表に別段の定めがあるものを除く。)	
一人暮らし高齢者等に係る緊急通報対応及び行方不明高齢者に係る早期発見情報周知業務	
高齢者に対する配食サービスの実施に関する業務	
湖都大津まちづくり寄附金に係る寄附者管理並びに書類及び返礼品の送付等業務	

市議会の会議等のインターネット中継及び配信等に関する業務	1年以内
市議会の会議等の会議録等作成業務	
議事録検索システムの更新及び管理に関する業務	
会計管理者の権限に属する事務の処理の補助に関する業務	
本市の設置する施設から排出される下水の水質の定期分析調査業務	
特定感染症検査及び結核菌検査業務	
調理員の検便に関する業務	

様式第5号工事請負契約書第3条第2項中「請負代金内訳書」の次に「(以下この条において「内訳書」という。)」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

様式第5号工事請負契約書第10条の見出しを「(現場代理人等)」に改め、同条第1項第2号中「同条第3項」を「同条第3項本文」に改め、「又は専任の監理技術者」の次に「(専任の監理技術者補佐(同項ただし書に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。))を置く場合は、監理技術者及び専任の監理技術者補佐)」を加え、「同条第4項」を「同条第5項」に改め、「。以下同じ」を削り、同条第5項中「(監理技術者)」を「又は監理技術者(監理技術者補佐を含む。以下同じ。)」に改め、同契約書第12条第1項中「(監理技術者)」を「若しくは監理技術者」に改め、同契約書第49条第2項中「(監理技術者)」を「又は監理技術者」に改め、同様式備考中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同様式備考に第1項として次の1項を加える。

1 工事を施工しない日又は時間帯を定めるときは、頭書第3項を次のようにする。

3	工 期	自	年	月	日
		至	年	月	日
		工事を施工しない日			
		工事を施工しない時間帯			

**附 則**

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の大津市契約規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、施行日以前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。
- 新規則及び前項の規定にかかわらず、施行日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約であって、改正前の大津市契約規則第21条の2第7号から第10号まで及び第12号に掲げる物品を借り入れるもの(当該契約に係る賃貸借期間の始期が令和3年3月31日以前であるものに限る。)については、なお従前の例により長期継続契約を締結することができる。

大津市障害者福祉負担金徴収等規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年10月1日

大津市長 佐 藤 健 司

**大津市規則第110号**

大津市障害者福祉負担金徴収等規則の一部を改正する規則

大津市障害者福祉負担金徴収等規則(平成18年規則第55号)の一部を次のように改正する。

第2条中「所得税額等」を「市町村民税の所得割の額」に改める。

別表第1中「及び所得税額」を削り、同表C階層の項及びD階層の項を次のように改める。

C階層	A階層を除き、市町村民税の額が均等割の額のみで世帯に属する者	1,100	50	50	100	1,100
-----	--------------------------------	-------	----	----	-----	-------

D階層	A階層及びC階層を除き、市町村民税の課税世帯に属する者	(市町村民税の所得割の額)						
		D 1	1円以上12,000円以下	1,600	100	100	200	1,600
		D 2	12,001円以上30,000円以下	2,200	150	150	300	2,200
		D 3	30,001円以上60,000円以下	3,300	200	200	400	3,300
		D 4	60,001円以上96,000円以下	4,600	250	250	600	4,600
		D 5	96,001円以上189,000円以下	7,200	300	300	1,000	7,200
		D 6	189,001円以上277,000円以下	10,300	400	400	1,400	10,300
		D 7	277,001円以上348,000円以下	13,500	500	500	1,800	13,500
		D 8	348,001円以上465,000円以下	17,100	600	600	2,300	17,100
		D 9	465,001円以上594,000円以下	21,200	800	800	2,800	21,200
		D 10	594,001円以上716,000円以下	25,700	1,000	1,000	3,400	25,700
		D 11	716,001円以上864,000円以下	30,600	1,200	1,200	4,100	30,600
		D 12	864,001円以上1,056,000円以下	35,900	1,400	1,400	4,800	35,900
		D 13	1,056,001円以上1,238,000円以下	41,600	1,600	1,600	5,500	41,600
		D 14	1,238,001円以上1,439,000円以下	47,800	1,900	1,900	6,400	47,800
D 15	1,439,001円以上		措置費の支弁額	措置費の支弁額	措置費の支弁額	措置費の支弁額	措置費の支弁額	

別表第1備考第2項を削り、同備考第3項中「(当該所得割を計算する場合には、同法第314条の2第1項第11号の規定にかかわらず、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定により控除すべき額を計算するものとし、地方税法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は、適用しない。)」を削り、同項を同備考第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

当該扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定める

もの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項(第2号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額(同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

別表第2中「及び所得税額」を削り、同表C階層の項及びD階層の項を次のように改める。

C階層	A階層を除き、市町村民税の額が均等割の額のみで世帯に属する者		1,100	50	100	100
D階層	A階層及びC階層を除き、市町村民税の課税世帯に属する者	(市町村民税の所得割の額)				
		D1 1円以上12,000円以下	1,600	100	200	200
		D2 12,001円以上30,000円以下	2,200	150	300	300
		D3 30,001円以上60,000円以下	3,300	200	400	400
		D4 60,001円以上96,000円以下	4,600	250	500	600
		D5 96,001円以上189,000円以下	7,200	300	700	1,000
		D6 189,001円以上277,000円以下	10,300	400	1,000	1,400
		D7 277,001円以上348,000円以下	13,500	500	1,300	1,800
		D8 348,001円以上465,000円以下	17,100	600	1,700	2,300
		D9 465,001円以上594,000円以下	21,200	800	2,100	2,800
		D10 594,001円以上716,000円以下	25,700	1,000	2,500	3,400
		D11 716,001円以上864,000円以下	30,600	1,200	3,000	4,100
		D12 864,001円以上1,056,000円以下	35,900	1,400	3,500	4,800
		D13 1,056,001円以上1,238,000円以下	41,600	1,600	4,000	5,500
		D14 1,238,001円以上1,439,000円以下	47,800	1,900	4,600	6,400
D15 1,439,001円以上	措置費の支弁額	措置費の支弁額	措置費の支弁額	措置費の支弁額		

別表第2備考第2項を削り、同備考第3項中「(当該所得割を計算する場合には、同法第314条の2第1項第11号の規定にかかわらず、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定により控除すべき額を計算するものとし、地方税法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は、適用しない。)」を削り、同項を同備考第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

扶養親族及び特定扶養親族があるときは、地方税法第314条の2第1項第11号に規定する額(扶養親



族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。)に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項(第2号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額(同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

別表第2備考中第4項を第7項とし、第3項の次に次の3項を加える。

- 4 C及びD1からD15までの階層区分にある者であって、小学校就学前児童(障害児通所支援に係る小学校就学の始期に達するまでの障害児又は幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学の始期に達するまでの児童をいう。次項において同じ。)が2人以上いる障害児の扶養義務者にあつては、次の各号に掲げる障害児の区分に応じ、当該各号に定める額を当該扶養義務者の障害児1人当たりの徴収額とする。ただし、次項の規定に該当する場合を除く。

障害児(小学校就学前児童である者を除く。)及び小学校就学前最年長児童(扶養義務者の小学校就学前児童のうち最年長者をいう。次号及び次項において同じ。)である障害児 この表に掲げる額

扶養義務者の小学校就学前児童である障害児(小学校就学前最年長児童を除く小学校就学前児童のうち最年長者である障害児に限る。) この表に掲げる額に100分の50を乗じて得た額

第1号及び第2号に掲げる障害児以外の障害児 零

- 5 C及びD1からD15までの階層区分にある者のうち、負担額算定基準者(扶養義務者の児童、当該扶養義務者の児童であつた者及び当該扶養義務者又はその配偶者の直系卑属(当該扶養義務者の児童及び当該扶養義務者の児童であつた者を除き、当該扶養義務者と生計を一にする者に限る。)をいう。)が2人以上いる扶養義務者であつて、当該扶養義務者及び当該扶養義務者同一の世帯に属する者について措置を受けた月の属する年度分の児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第4号に規定された市町村民税の所得割の額を合算した額が77,101円未満であるものにあつては、次の各号に掲げる障害児の区分に応じ、当該各号に定める額を当該扶養義務者の障害児1人当たりの徴収額とする。

扶養義務者の障害児(小学校就学前負担額算定基準者(負担額算定基準者のうち小学校就学の始期に達するまでのものをいう。次号から第4号までにおいて同じ。)である者を除く。) この表に掲げる額

扶養義務者の小学校就学前最年長負担額算定基準者(小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者をいう。次号及び第4号において同じ。)である障害児(全ての負担額算定基準者が小学校就学前負担額算定基準者である場合に限る。) この表に掲げる額

扶養義務者の小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児(負担額算定基準者のうち小学校就学前負担額算定基準者以外の者が1人のみである場合に限る。) この表に掲げる額に100分の50を乗じて得た額

扶養義務者の小学校就学前負担額算定基準者である障害児(小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者である障害児に限る。)(全ての負担額算定基準者が小学校就学前負担額算定基準者である場合に限る。) この表に掲げる額に100分の50を乗じて得た額

前各号に掲げる障害児以外の障害児 零

- 6 措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については、徴収しない。ただし、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分として徴収する額は、この表に掲げる額を上限とする。

別表第3中「入所等」を「生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援(施設入所支援又は宿泊型自

立訓練を利用している場合に限る。)に、「通所等」を「療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援(施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用している場合を除く。)」に改める。

別表第4中「及び所得税額」を削り、「入所等」を「生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援(施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用している場合に限る。)」に、「通所等」を「療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援(施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用している場合を除く。)」に改め、同表C階層の項及びD階層の項を次のように改める。

C階層	A階層を除き、市町村民税の額が均等割の額のみで世帯に属する者		2,200	1,100
D階層	A階層及びC階層を除き、市町村民税の課税世帯に属する者	(市町村民税の所得割の額)		
		D 1 1円以上12,000円以下	3,300	1,600
		D 2 12,001円以上30,000円以下	4,500	2,200
		D 3 30,001円以上60,000円以下	6,700	3,300
		D 4 60,001円以上96,000円以下	9,300	4,600
		D 5 96,001円以上189,000円以下	14,500	7,200
		D 6 189,001円以上277,000円以下	20,600	10,300
		D 7 277,001円以上348,000円以下	27,100	13,500
		D 8 348,001円以上465,000円以下	34,300	17,100
		D 9 465,001円以上594,000円以下	42,500	21,200
		D 10 594,001円以上716,000円以下	51,400	25,700
		D 11 716,001円以上864,000円以下	61,200	30,600
		D 12 864,001円以上1,056,000円以下	71,900	35,900
		D 13 1,056,001円以上1,238,000円以下	83,300	41,600
		D 14 1,238,001円以上1,439,000円以下	95,600	47,800
D 15 1,439,001円以上	措置費の支弁額	措置費の支弁額		

別表第4備考第2項を削り、同備考第3項中「(当該所得割を計算する場合においては、同法第314条の2第1項第11号の規定にかかわらず、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定により控除すべき額を計算するものとし、地方税法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は、適用しない。)」を削り、同項を同備考第2項とし、同備考に次の1項を加える。

3 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

扶養親族及び特定扶養親族があるときは、地方税法第314条の2第1項第11号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定める

もの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項(第2号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額(同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大津市障害者福祉負担金徴収等規則の規定は、令和2年10月分以後の負担金について適用し、同年9月分までの月分の負担金については、なお従前の例による。

-----  
大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年10月1日

大津市長 佐 藤 健 司

#### 大津市規則第111号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和63年規則第43号)の一部を次のように改正する。

第21条中「市営住宅家賃納付書(様式第25号)」を「様式第25号による納付書」に改める。

第22条中「市営住宅家賃督促状(様式第26号)」を「様式第26号による督促状」に改める。

様式第25号及び様式第26号を次のように改める。

様式第25号(第21条関係)

大津市営住宅家賃領収済通知書

加入者名	大津市会計管理者	口座番号	合計
建物種別		調定年度	課課年
建物番号		課課月	納付期限

円	千	百	十	元	角	分	厘

領収日付印

(印先)大津市会計管理者  
上記のとおり領収しましたので通知します。

大津市 納付(入)書

加入者名	大津市会計管理者
口座番号	
氏名	
調定年度	
課課年	
課課月	
住宅家賃	
督促手数料	
延滞金	
合計金額	
納付期限	

上記のとおり納付します。

領収日付印

大津市 納入通知書 兼 領収証書

調定年度	
課課年	
課課月	
住宅家賃	
督促手数料	
延滞金	
合計金額	
納付期限	

上記のとおり納付してください。

大津市長

印

左記金額を領収しました。

領収日付印

証書納付の場合、証券金額の差がなかったときは本領収書が失効します。

加入者名	大津市会計管理者
口座番号	

様式第26号(第22条関係)

**大津市営住宅家賃領収済通知書**

<b>加入者名</b>	<b>大津市会計管理者</b>	<b>会計業務</b>	
<b>調査年度</b>	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
<b>調査番号</b>	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
<b>氏名</b>	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>

  

**大津市 納付(入)書**

<b>加入者名</b>	<b>大津市会計管理者</b>		
<b>調査年度</b>	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
<b>氏名</b>	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>

有り 記入して金額欄に記入してください。  
 無し 金額欄に記入しなくてもよい。

**大津市 督促状 兼 領収証書**

<b>加入者名</b>	<b>大津市会計管理者</b>	<b>市営住宅家賃</b>	
<b>調査年度</b>	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
<b>氏名</b>	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>
	<b>調査年度</b>	<b>賦課月</b>	<b>納付期限</b>

現在あなたの市営住宅家賃の上記のとおり未納となっておりますので、この納付書で、裏面の記載の家賃額等にて至急納付してください。

大津市長 印

証券納付の場合、証券金額の支出がなかつたときは本券は返付されません。

左記金額を領収しました。 領収日付印

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、使用することができる。

**企 業 局 管 理 規 程****大津市企業局管理規程第22号**

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する企業局管理規程（平成24年企業局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

令和2年10月1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第2条第3号中「。以下同じ」を削る。

第3条中「企業局に置く」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

職員等の公正な職務の執行の確保に関する事務を推進するため、企業局にコンプライアンス推進員を置く。

第4条を削る。

第5条中「前各条」を「前3条」に、「規則」を「大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則（平成24年規則第37号）」に改め、同条を第4条とする。

**附 則**

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

**大津市企業局管理規程第23号**

大津市企業局会計規程（昭和39年公営企業部管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年10月1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第91条中「第21条の2各号に掲げるもの」を「別表第1に掲げる物品を借り入れる契約及び別表第2に掲げる役務の提供を受ける契約」に改める。

**附 則**

- 1 この規程は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第91条の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、施行日以前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第91条及び前項の規定にかかわらず、施行日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約であって、大津市契約規則の一部を改正する規則（令和2年規則第109号）による改正前の大津市契約規則（昭和40年規則第35号）第21条の2第8号及び第9号に掲げる物品を借り入れるもの（当該契約に係る賃貸借期間の始期が令和3年3月31日以前であるものに限る。）については、なお従前の例により長期継続契約を締結することができる。

**大津市企業局管理規程第24号**

大津市新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延の影響に伴う指定ガス工事店の指定期間及び下水道排水設備指定工事店の指定の有効期間の特例に関する規程（令和2年企業局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

令和2年10月1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

題名中「指定期間及び」の次に「外管工事資格者の名簿登録の期間並びに」を加える。

第1条中「平成19年企業局管理規程第3号」の次に「。以下「ガス工事店規程」という。」を加える。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（外管工事資格者名簿への登録の期間の特例）

**第2条** ガス工事店規程の規定による名簿登録の期間（以下この条において「登録期間」という。）が令和2年10月31日に満了することとなる者は、ガス工事店規程第16条第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その登録の際に、登録期間をその登録の日から令和3年10月31日までとして登録されたものとみなす。

2 前項の規定により登録期間をその登録の日から令和3年10月31日までとして登録されたものとみなされた者が当該登録を更新した場合における当該更新後の登録期間は、ガス工事店規程第16条第8項において準用する同条第3項の規定にかかわらず、同年11月1日から令和5年10月31日までとする。

**附 則**

この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

**消 防 局 訓 令**

**大津市消防局訓令第4号**

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する消防局規程(平成24年消防局訓令第4号)の一部を次のように改正する。

令和2年10月1日

大津市消防局長 安 井 達 治

第2条第3号中「。以下同じ」を削る。

第3条中「消防局に置く」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

職員等の公正な職務の執行の確保に関する事務を推進するため、消防局にコンプライアンス推進員を置く。

第4条を削る。

第5条中「前各条」を「前3条」に、「規則」を「大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則(平成24年規則第37号)」に改め、同条を第4条とする。

**附 則**

この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

**教 育 委 員 会 規 則**

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年10月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

**大津市教育委員会規則第24号**

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する教育委員会規則(平成24年教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「。第4条第3項において同じ」を削る。

第3条中「教育委員会に置く」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

教育委員会における職員等の公正な職務の執行の確保に関する事務を推進するため、教育委員会にコンプライアンス推進員を置く。

第4条を削る。

第5条中「前各条」を「前3条」に、「規則」を「大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則(平成24年規則第37号)」に改め、同条を第4条とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**教 育 委 員 会 訓 令**

**大津市教育委員会訓令第4号**

大津市教育委員会事務決裁規程(平成6年教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和2年10月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

別表第1号の表2の部2の項第6号を次のように改める。

会計年度任用職員、臨時的任用職員及び特別職の職員の任免(教育総務課の所管に係るものを除く。)

教育総務課長

別表第1号の表2の部2の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、別表第2号の表教育総務課の部4の款1の項を次のように改める。

1 特別職の職員(附属機関等の委員を除く。)の任免

附 則

この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

大津市教育委員会告示第6号

平成28年教育委員会告示第8号(個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について)の一部を次のように改正する。

令和2年10月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

第1項の表葛川公民館の項及び平野公民館の項を削る。

監 査 委 員 規 程

大津市監査委員規程第1号

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する監査委員規程(平成24年監査委員規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和2年10月1日

大津市監査委員 土 屋 薫  
同 重 森 昭 彦  
同 山 本 久 子  
同 津 田 穂 積

第3条中「監査委員事務局に置く」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

職員等の公正な職務の執行の確保に関する事務を推進するため、監査委員事務局にコンプライアンス推進員を置く。

第4条を削る。

第5条中「前各条」を「前3条」に、「規則」を「大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則(平成24年規則第37号)」に改め、同条を第4条とする。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 規 程

大津市選挙管理委員会規程第1号

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する選挙管理委員会規程(平成24年選挙管理委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和2年10月1日

大津市選挙管理委員会

委員長 北 井 征 暁

第3条中「選挙管理委員会事務局に置く」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。



職員等の公正な職務の執行の確保に関する事務を推進するため、選挙管理委員会事務局にコンプライアンス推進員を置く。

第4条を削る。

第5条中「前各条」を「前3条」に、「規則」を「大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則(平成24年規則第37号)」に改め、同条を第4条とする。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

議 会 議 長 告 示

大津市議会議長告示第7号

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する議会規程(平成24年議会議長告示第1号)の一部を次のように改正する。

令和2年10月1日

大津市議会議長 八 田 憲 児

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(コンプライアンス推進員)</p> <p><b>第3条</b> 議会局に置くコンプライアンス推進員は、次長の職にある者をもって充てる。</p> <p>(コンプライアンス推進本部の本部員等)</p> <p><b>第4条</b> 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則(平成24年規則第37号。以下「規則」という。)第16条第4項の規定により議会局から選任される本部員は、局長の職にある者をもって充てる。</p> <p>2 規則第16条第4項の規定により議会局から選任される推進員は、コンプライアンス推進員の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 規則第16条第4項の規定により議会局から選任される幹事は、次長の次席の職にある者をもって充てる。</p> <p>(その他)</p> <p><b>第5条</b> 前各条に定めるもののほか、条例の施行については、規則の例による。</p>	<p>(コンプライアンス推進員)</p> <p><b>第3条</b> <u>職員等の公正な職務の執行の確保に関する事務を推進するため、議会局にコンプライアンス推進員を置く。</u></p> <p><u>2</u> <u>コンプライアンス推進員は、次長の職にある者をもって充てる。</u></p> <p>(その他)</p> <p><b>第4条</b> 前3条に定めるもののほか、条例の施行については、<u>大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則(平成24年規則第37号)</u>の例による。</p>

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。